

経済対策 (コゴキ)

Q10 水道料金の支援策はありますか？

A 新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、経営に影響を受けている「飲食店」、「宿泊施設」、「浴場」などの個人事業主や法人事業者、収入が大幅に減少した個人の方に対して、水道料金・下水道使用料の支払いを最長4か月間猶予することができます。

また、猶予期間後も、支払いについてのご相談に応じますので、お支払いが困難な場合は水道料金センター(☎(24)3255 / 受付・平日8時45分～17時15分)へご相談ください。

情報発信

Q11 市民への情報発信と情報共有はとても大切です。市は、どのような情報提供を行っていますか？

A 市内で初めて感染患者が発生した2月21日から、市はこれまでの間に、市長の記者会見や、市議会での市長メッセージの発表、新聞・テレビなどを活用した情報発信を行ってきました。また5月20日には、市民の皆さんや千歳の子どもたちに向けて、youtubeを活用した「市長からのビデオメッセージ」を発信しました。さらに5月25日からは北海道文化放送(UHB)が提供する「地テジ広報サービス」を開始するなど、皆さまへの情報発信に努めています。

最新情報の発信のため、市ホームページに、新型コロナウイルス感染症対策に関する特設ページを設けたほか、各種SNSを活用するなど、多様な媒体を使って積極的に広報活動を進めています。

さらに、市民の皆さんが知りたいとおっしゃることをお伝えするために「市民向けQ&A」を作成し、ホームページに掲載したほか、インターネット環境に触れる機会がない市民の皆さまにも適切に情報が伝わるよう、広報ちとせのほか、市民カレンダーや生活情報紙「ちゃんど」に号外として折り込み、配布しました。

広報は市民の皆さまとの情報の共有に大切なものと思っていますので、今後も引き続き、きめ細かな情報の発信に努めます。



A (答え) についてのお問い合わせ先

- Q10・・・水道局 経営管理課 ☎(24)3270/FAX(22)8810
- Q11・・・広報広聴課 ☎(24)0104/FAX(22)8851
- Q12・・・危機管理課 ☎(24)0144/FAX(22)8852
- Q13・・・学校教育課 ☎(24)0839/FAX(27)3743

Q&Aの項目は、4月以降、実際に市ホームページの「市長へのポスト」に寄せられた数多くの意見の中から、同じ内容のものを選び、「よくある質問」として掲載しています。補助事業などの詳細や最新情報は、市ホームページをご覧ください。担当にお問い合わせください。

千歳市ホームページ 検索

公共施設・学校について

Q12 公共施設は6月1日から開館していますが、全て使えるのですか？

A 国の緊急事態宣言の解除にともない、5月末まで休館していたコミュニティセンター、文化施設、スポーツ施設などの公共施設については、6月1日から開館していますが、換気などの十分な感染対策が難しい一部の施設については、引き続き利用を休止しています。ご利用にあたっては市ホームページでご確認いただくか、各施設にお問い合わせください。

休止となっている施設の利用再開については、今後、市内における感染状況や感染リスクなどを踏まえ、個別に判断しますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q13 オンライン授業など、ICTを活用した学習指導について教えてください

A ICTを活用した学習指導については、学校ホームページによる情報提供や授業の動画配信、WEB会議システムを使用した双方向コミュニケーションなど、さまざまな方法があります。

双方向コミュニケーションは、先生と子どもたちが対面して指導を行うことができる有効なツールですが、家庭での通信機器などの確保や、子どもたちへの指導など、さまざまな課題がありますので、すぐに導入できる状況にはありません。

市内の学校では、すべての児童生徒が分け隔て無く取り組むことができるよう、教科書や学習プリントなどを中心とした学習課題の提供を行っていますが、現在可能な取り組みとして、学校ホームページなどを通じ、問題の解き方について解説する動画を配信することや、ノートのまとめ方について模範例を示した画像のデータを掲載しているほか、WEB会議システムを使用した「朝の会」の実施などの取り組みを行っています。

また、公立千歳科学技術大学と連携し、eラーニングシステム(eカレッジ)を活用して学生ボランティアが個別サポートを行う事業など、できるところから、ICTを活用した学習指導を開始しています。



新型コロナウイルス

Q&A

6月10日現在
第2編

新型コロナウイルス感染症対策本部会議
広報広聴班 発行

市民の皆さまからの「よくある質問」にお答えします



感染対策について

Q1 5月中旬から、感染者の数が減っていますが、収束したと見ていいのでしょうか？

A 市内における、4月末からの4週間の感染患者の発生件数は、4月25日から5月1日までが「27人」、5月2日から8日までが「10人」、5月9日から15日までが「5人」、5月16日から22日までが「1人」。また、5月24日には「4人」の発生がありましたが、おおむね減少傾向で、介護職員、医師、看護師をはじめ、スタッフの皆さまに懸命に対応いただいていることで、施設内集団感染の拡大は抑えられています。

これまでの感染患者の濃厚接触者について千歳保健所がすすめている健康観察は、一部終了した方もいると聞いていますので、市内における集団感染は、収束に向かっていると受けとめられますが、道内での感染患者は未だ発生していますので、完全な収束の見通しは立っていない状況です。

Q2 千歳での第2波は予測されますか。その対策や市民として気をつけることは？

A 市内で第2波が起きる時期は予測できませんが、発熱や咳などの症状が現れない「無症状の感染者」の方から、無意識にほかの方に感染させてしまうことがあります。ウイルスの持ち込みを完全に防ぐことは非常に難しいため、感染拡大が再び起きる可能性は否定できません。

市は、今後も引き続き対策を講じていくほか、「PCR検査センター」の設置や、患者の受入体制の確保、医療体制の充実などについて、北海道や千歳医師会と連携して進めています。

市民の皆さまには、今後も、手洗いや咳エチケット、「3つの密」を避けることに加え、向かい合わせの会話など人と人の接触を避けることや、少人数での買い物など、「新しい生活様式」をすすめていただくよう、ご協力をお願いします。

- A (答え) についてのお問い合わせ先**
- Q1-5 ……健康づくり課 ☎(24)0361/FAX(24)8418
 - Q6 ……高齢者支援課 ☎(24)0295/FAX(23)6700
 - Q7-8 ……主幹(産業政策担当) ☎(24)0116/FAX(22)8851

- Q9の(答え) についてのお問い合わせ先**
- ① ……主幹(特別定額給付金事業担当) ☎(24)3152 / FAX(23)6700
 - ② ……主幹(産業政策担当) ☎(24)0116 / FAX(22)8851
 - ③ ……子ども家庭課 ☎(24)0328 / FAX(23)6700
 - ④ ……学校教育課 ☎(24)0839 / FAX(27)3743
 - ⑤ ……福祉課 ☎(24)0894 / FAX(27)3743
 - ⑥ ……納税課 ☎(24)0169 / FAX(23)6700

★新規事業の開始時期や申請方法は、決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。

感染対策 (コゴキ)

Q3 市内でのこれまでの感染は、経路が特定できていると聞きますが、「今後の市中感染のリスクはない」と考えてよいのでしょうか？

A これまでの市内の感染者は、介護施設や医療機関における集団感染で、感染経路はおおむね特定されています。感染者の家族などの濃厚接触者についても、千歳保健所の指導のもとで健康観察がすすめられています。

市内の新たな感染者数は4月のピーク時に比べ減少していますが、一方で、全国的には感染者の発生が収束していないため、市内外の人の動きによっては、発熱や咳などの症状が現れない「無症状の感染者」が、ほかの方に感染させてしまうことがありますので、再び感染拡大が起きる可能性は否定できません。

Q4 通学途中で、感染が発生した施設の近くを通ることがあり、心配なのですが…

A 新型コロナウイルス感染症は、一般的に飛沫感染、接触感染で感染します。閉鎖した空間で、咳やくしゃみなどの症状がなくても近距離で多くの人と会話するなどの環境では、感染を拡大させるリスクがあるとされていますが、感染が発生した施設においては、感染予防対策を徹底していますので、感染症が発生した建物の前を通るだけで感染することはありません。

また、新型コロナウイルス感染症に関連して、感染した方やそのご家族、治療にあたった医療関係者などの皆さまに対する不当な差別、偏見、いじめ、誹謗中傷、また、営業を続ける店舗やほかの地域から来た車両に対する嫌がらせ行為などはあってはなりません。

市民の皆さまには不確かな情報に惑わされて、人権侵害につながることをないよう、正しい情報に基づき、冷静な行動をお願いします。

医療対策

Q5 医療従事者の勤務環境は過酷を極めています。市はどのような支援を行っていますか？

A 市は、新型コロナウイルスに感染した方を入院患者として受け入れた市内医療機関に対して、医療従事者の確保や感染症対策に必要な医療資機材購入などに必要な経費を支援する独自の助成制度を設けるほか、医療従事者の皆さまの専用宿泊施設の借上げなどを行い、市内の医療体制の維持確保を図っています。

なお、市民や事業者の皆さまからの温かい提供品に加え、ご厚意によりいただいたマスクや防護服、消毒液などの衛生用品は、随時、医療機関にお渡ししています。

Q6 介護施設でも職員の皆さんが懸命に頑張っていると思いますが、施設内での感染防止対策や市の支援はどうなっていますか？

A 高齢者複合施設では、マスクの装着や職員の検温、消毒の徹底はもちろんのこと、デイサービスや面会の禁止に加え、入居者の食事は食堂ではなく居室内とするなど、入居者同士の接触を避けるようにしています。

また、厚生労働省のクラスター対策班と千歳保健所の指導を受け、「ゾーニング(レッド…陽性者が居住しているなどの危険な区域/イエロー…退院者が2週間程度待機して様子を見る区域/グリーン…陰性者が居住しているなど安全な区域)」が行われるほか、適宜、入居者のPCR検査も行われています。

市は、高齢者複合施設や介護保険サービス事業所などに対し、適宜、マスクの配布を行い、感染防止に役立ててもらっていますが、今後、新たに感染症が、高齢者介護施設などに入居している高齢者に発生したときは、その対応にあたった施設に対し「特別給付金」を支給するとともに、市内の高齢者事業所や障がい者事業所が、衛生用品を購入した場合の費用助成を行います。

経済対策

Q7 市独自の経済対策「市内事業者緊急給付金」は申請受付からどのくらいで支給されますか？わからないときの相談先は？

A 新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高などが減少している市内の中小企業、個人事業者の皆さまに対し、事業継続を支援するため、事業全般に広く使用できる市独自の「市内事業者緊急給付金制度」を実施しています。

この給付金は、休業の有無を問わないほか、飲食業、理美容業、建設・建築業、運輸業、卸売業、小売業、宿泊業、医療・福祉など、幅広い業種を対象としています。

現在、迅速な処理に努め、申請受付からおおむね10日程度で支給しています。

給付金の申請にあたり、売上高の減少を確認するため、売上帳簿など、「売上げがわかるもの」が必要となりますが、帳簿に限らず、柔軟に申請手続きを受け付けています。

また、市内での営業の有無を確認するため、個人事業者には、確定申告書または市道民税申告書の写しを提出していただきますが、これらの書類に代えて、開業届や営業許可証の写しなどでも受け付けています。

申請の手順や必要書類などについてご不明な点は、気軽に、産業振興部主幹(産業政策担当/☎(24)0116)にお問い合わせください。

Q8 長期の自粛期間で経営の体力が疲弊しています。二次的追加支援策は考えていますか？

A 「市内事業者緊急給付金制度」は、4月の第2回補正予算で13億5千万円を計上し、休業の有無にかかわらず、一事業者について、一律、法人には50万円、個人事業者には30万円を給付することとしました。しかし、緊急事態宣言の延長による外出自粛や休業要請の影響で、中小企業、個人事業者の皆さまが、深刻な経営状況にあることから、追加支援策として6月の第3回補正予算に約3億3千万円を計上し、それぞれ20万円増額給付することとし、合計額としては、法人70万円、個人事業者50万円の給付となります。

さらに、これまで給付の対象外であった市外に本店登記のある法人と、市外に住民票のある個人事業者についても、市内に店舗や営業所などがあることで給付の対象にすることとし、一事業者につき、一律20万円を給付します。

追加支援の給付は、6月中旬からを予定しています。詳しくは、市ホームページなどで周知します。

Q9 新型コロナウイルス感染症の影響に対し、どのような個人向け支援策がありますか？

A 【①10万円の特別定額給付金事業】

すでに申請を受け付けている特別定額給付金は、マイナンバーカードでの「オンライン申請」と「郵送申請」が基本となっています。オンライン申請は、国の受付システム・マイナポータルで、5月1日から受付を開始し、5月13日から順次、振込みを行っています。郵送申請は、5月25日以降に給付済の方を除くすべての世帯に、順次、世帯情報を印字した申請書類を配達し、5月29日から手続きのあった口座へ順次振込みを行っています。

【②ちとせ市民応援券(★新規)】

市は、市民や地元経済を応援するため、市民生活への支援や地域における消費の喚起など、下支えを目的に、市独自策として、市民全員を対象に、市内参加店舗で利用できる「ちとせ市民応援商品券(1人5,000円分)」を配布します。

6月から市内参加店舗の募集を行い、7月下旬から各家庭にお届けする予定です。

【③ひとり親世帯向け臨時特別給付金(★新規)】

低所得のひとり親世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、児童扶養手当受給対象世帯などに対し、1世帯につき5万円(第2子以降3万円を加算)の「臨時特別給付金」を支給します。合わせて、収入が大きく減少した世帯に対し、さらに5万円を支給します。

【④就学援助児童生徒支援臨時給付金(★新規)】

小中学校の休校の長期化で児童生徒が家で過ごすことがかかる食事などの費用負担を支援するため、就学援助対象(準要保護)児童生徒一人につき1万円を支給します。

【⑤住居確保給付金など】

休業などによる収入減少のため、家賃を支払うことができず住居を失うおそれがある方を対象とした「住居確保給付金」について、4月以降の希望者の増加に応え、予算を増額し、支援を強化しています。(収入基準があるほか、持ち家のローンは対象外) また、千歳市社会福祉協議会では、「生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付」や「総合支援資金(生活支援費)特例貸付」(原則3か月)の支援を行っています。

【⑥市税に関する徴収猶予】

事業収入などに相当の減少があった方は、最長1年間、市税の徴収の猶予を受けることができます。担保の提供は不要で、延滞金もかかりません。要件としては、「令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業収入などが前年同期に比べておおむね20%以上減少していること」、「納税者がその納付すべき市税を一時に納付することが困難であること」で、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する個人市民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税など全ての市税が対象になります。

